

分権ダイアリー

DECENTRALIZATION DIARY

第33号 (平成23年3月)

発行：大阪府・市町村分権協議会

編集：分権協事務局分権ダイアリー編集担当
(大阪府総務部市町村課振興・分権G)

地方分権改革の動向と府内市町村における広域連携の取組

○国の動き

最近の国における地方分権の大きな動きとしては、政府は、平成20年5月から平成21年11月にわたって行われた地方分権改革推進委員会（平成19年4月内閣府に設置）の勧告（第1次から第4次まで）を受けて、まず、義務付け・枠付けの見直しを中心とする地方分権改革推進計画を閣議決定（平成21年12月）し、所要の改正内容を盛り込んだ地域主権関連3法案^[1]を国会に提出しました。その後、地域主権改革に関する施策を検討し、推進していくため内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成21年11月17日閣議決定）において、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するための検討を重ね、平成22年6月に、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するために当面講ずべき必要な法制上の措置等を定めるほか、今後おおむね2、3年後を見据えた取組方針を明らかにした「地域主権戦略大綱」を閣議決定しました。

今後はこの大綱に基づき、基礎自治体への権限移譲等、地域主権の流れが加速するものと期待されます。この大綱を踏まえ、平成23年の通常国会において、基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲）や義務付け・枠付けの見直しに係る関係法律の整備（191法律）が行われる予定です。なお、地域主権関連3法案については、継続審議中であり、一刻も早い法案の成立が望まれます。

○府の動き（広域連携の取組状況について）

大阪発“地方分権改革”ビジョン（平成21年3月）に基づく、府内市町村への特例市並みの権限移譲については、平成22年3月、市町村ごとの「権限移譲実施計画（案）」がとりまとめられました。府から提案のあった事務数（1団体あたり29事務～77事務）の約75%が順次、市町村に移譲される予定です。従前の移譲実績に比べて高い率となったのは、市町村が積極的に事務を受け入れる検討を行ったことによるほか、もう一つの要因としては、市町村間の広域連携の取組があげられます。具体的には、豊能地域の池田市・箕面市・豊能町・能勢町や南河内地域の富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村が広域連携体制を構築し、事務を共同で処理する取組のほか、泉北・泉南地域の一部において隣接する市町との連携、さらに本年度に入ってから泉北・泉南地域の岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・忠岡町において福祉部門を中心とした事務を共同で処理するための研究会の設置が挙げられます。こうした広域連携体制を構築する中で、市町村が単独では配置が困難な専門職などの人員を共同して配置するなどの取組が行われています。また、大阪府から移譲を受ける事務にとどまらず、将来的には市町村の既存の事務も併せて事務処理することにより広域連携のスケールメリットが高まることが期待されます。（後述で、2地域の取組状況を掲載。）

また、豊能地域の3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）では、府教育委員会から小中学校教職員の任命権の移譲を受けるため、平成22年6月、府も参画した「豊能地区における教職員人事権の移譲に関するプロジェクトチーム」を設置し、検討を重ねた結果、同年12月、平成24年4月に移譲を受けることなどの基本事項について、3市2町の首長間で合意が行われました。この小中学校教職員の任命権の移譲については、地方自治法上の協議会の枠組みを基本に検討が進められています。

さらに、これ以外にも府内市町村では、大阪広域水道企業団の設立（平成22年11月）や消防の広域化に向けた検討が進められています。

先述のとおり、地域主権関連3法案については、国会で継続審議中ですか、この法案が成立すれば、現行の地方自治法上では、対象外となっている地方公共団体の内部組織（部・室・課など）について共同で設置することができるなど、事務の共同処理を進めていくうえで、非常に重要な内容が盛り込まれています。

○広域連携に係る府内2地域（豊能地域と南河内地域）の取組

I) 豊能地域の広域連携（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）

【広域連携に関する背景・経過】

国及び府が地方分権改革を進めるなかで、基礎自治体である市町村の役割が大きくなっている一方で、各市町村では厳しい財政状況を抱えているため、行財政改革を断行している状況です。

このようなことから、豊能地域の2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、府が積極的に進める権限移譲の受け皿となり、真の地方分権の担い手となるためには2市2町による広域連携を進め、効率的な行財政運営を図る必要があると考えました。

そこで、平成21年7月3日に首長会談を行い、2市2町による広域連携の推進を確認、同月30日に広域連携研究会を発足させました。

【概要】

まずは平成21年12月初旬に検討事項をとりまとめ、再度、首長会談を実施し一定の方向性を確認することを目標に、大阪府から「権限移譲実施計画（案）」のたたき台として提案された事務における広域連携のあり方について検討を始めました。また併せて、提案された事務以外の既存の市町事務にかかる広域連携のあり方についても意見を交わしました。

これにより、移譲候補事務を①広域連携により移譲を受ける事務、②市町単独で移譲を受ける事務（市町として迅速又は固有の対応が必要なものなど）、③移譲を受けない事務（国、府の事務分担が明確でないものなど）の3種に分類しました。さらに広域連携により移譲を受ける事務について、想定される事務件数などを考慮して、①集中処理で行うもの（池田市役所＝府市合同庁舎＝で処理）、②分担処理で行うもの（各市町の職員が各市町の庁舎で処理）に振り分けました。

【事業展開のスキーム】

その後、広域連携を行う場合のスケジュールや具体的な手法について検討を重ね、地方自治法の改正によって課等の共同設置を行うことが可能になるので、それを念頭に置きながら、まずは現行法の枠組みの中で可能な範囲で、共同処理センターをオープンさせることとしました。

これらの内容については、平成21年12月12日に開催された2市2町の首長会談において合意がなされ、同23年1月から事業を開始しました。

なお、この間、計24回にわたり、2市2町の研究会を開催し、その他にも事業担当課をあつめた合同説明会、事業担当課同士の打合せなどを精力的に実施しました。

【事業効果、今後の展開・課題など】

確かに単独の市町で移譲を受けるよりも一定の効果が見込まれるものの、住民サービスの低下を招かないようにするには最低限の人員配置が必要であるため、大きな人員削減は期待できません。また、広域連携で事務を行うにあたり、人事管理や決裁権限、公印管理といった事務手続きの整理など、様々な運営面での課題整理も必要です。

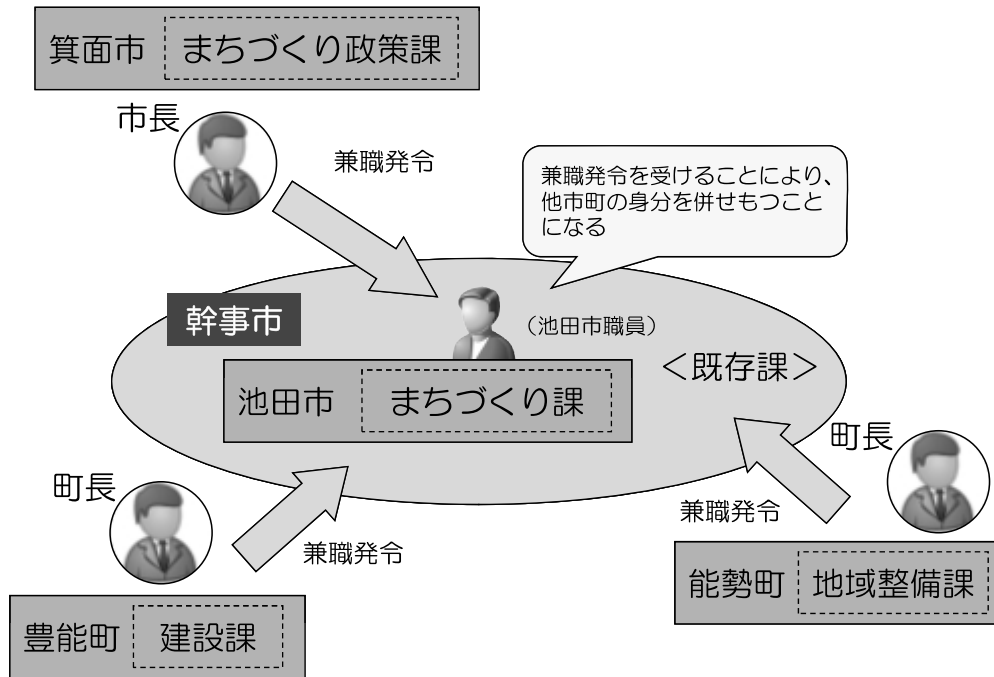
今後はより一層のスケールメリットによる行政のスリム化を図るため、既存の市町事務の連携（介護保険や障がい福祉、建築確認など）を推進するとともに、住民に身近な行政サービスを進めるために更なる府からの事務移譲や、2市2町を超えた連携についても検討したいと考えています。

地方分権時代に相応しい基礎自治体をめざし、これらの権限移譲が円滑に進むよう、大阪府からのサポートを得ながら、一層の努力をしていきたいと思っております。

【共同処理のイメージ図（法改正前）】

分担処理のイメージ（地方自治法改正前）

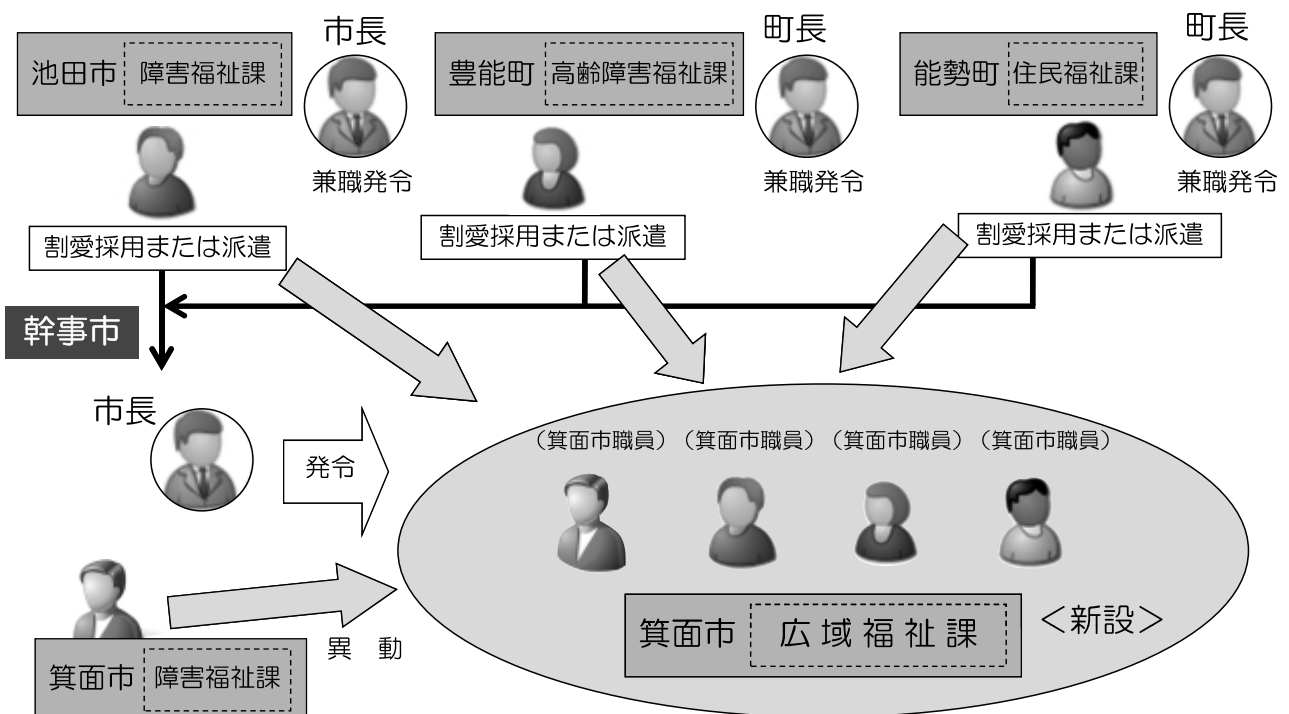
- 幹事市職員に他の1市2町の兼職発令を行い、幹事市の担当課（既存課）において事務処理



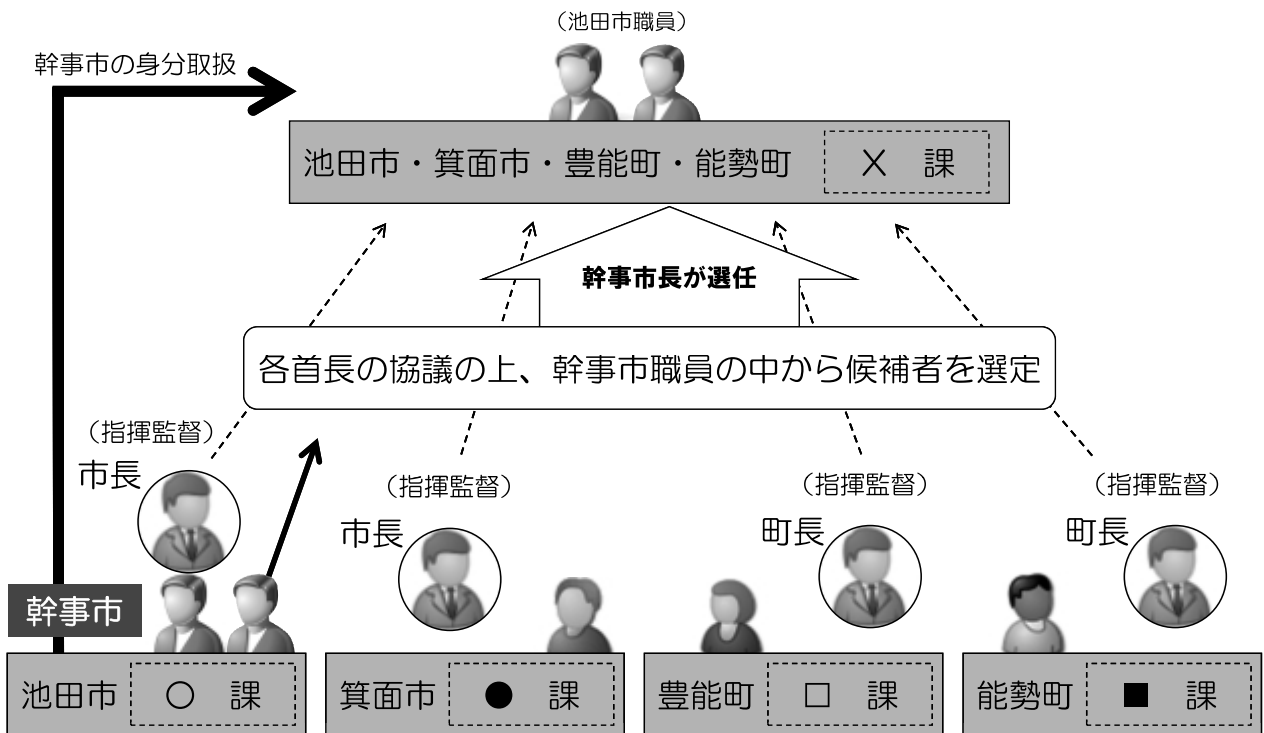
集中処理のイメージ（地方自治法改正前）

- 幹事市以外の職員を幹事市に割愛採用（地方自治法改正の動向によっては派遣で対応）
- 幹事市職員に他の1市2町の兼職発令を行い、幹事市の担当課において事務処理

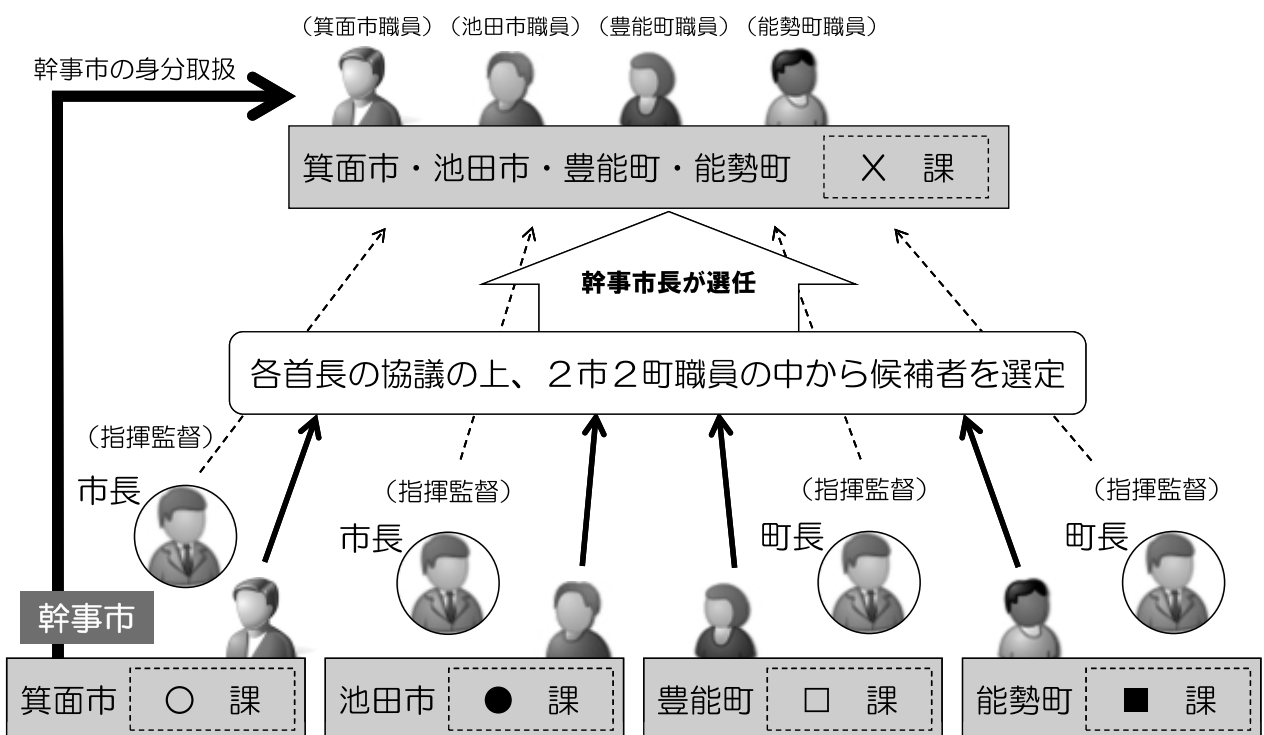
＜幹事市である箕面市の中に「広域福祉課」を新設＞



分担処理のイメージ（地方自治法改正後）



集中処理のイメージ（地方自治法改正後）



【研究会の風景】



問い合わせ先：池田市総合政策部政策推進課（072-754-6213）・箕面市総務部しごと改革推進担当（072-724-6768）・豊能町総務部企画政策課（072-739-3415）
能勢町総務部総合企画課（072-734-3036）

Ⅱ）南河内地域の広域連携 3市2町1村共同処理準備室

（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）

【これまでの経緯】

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の3市2町1村は、大阪発地方分権改革ビジョンに基づく権限移譲について、専門職の確保や人件費等のコスト面で単独での受け入れが困難な事務に対し、広域連携による共同処理の実施に向けた協議を進めています。

これまでの経過につきましては、平成21年10月に富田林市、河内長野市、大阪狭山市の3市が、ごみ・し尿処理の分野での広域連携の実績を下に、広域連携の研究会をスタートさせたことがきっかけとなっています。

その後、2町1村もこの連携に参画することとし、平成22年2月に『広域連携の推進について—富田林市・河内長野市・大阪狭山市広域連携研究会—』として、6市町村による共同処理の方針をまとめました。

さらに、平成24年1月の共同処理の開始に向けて、6市町村の横断的な調整を早期に進めるため、平成22年10月に「3市2町1村共同処理準備室」を富田林市消防署の5階に設置しました。

準備室には、室長と6市町村から日々出張による6人の職員が配置され、「内部組織の共同設置」等に係る規約案の作成、協議事項の整理を行うと共に、負担金の考え方、各団体における事務決裁規程、文書管理規程等の調整を行っているところです。

【共同処理のスキーム】

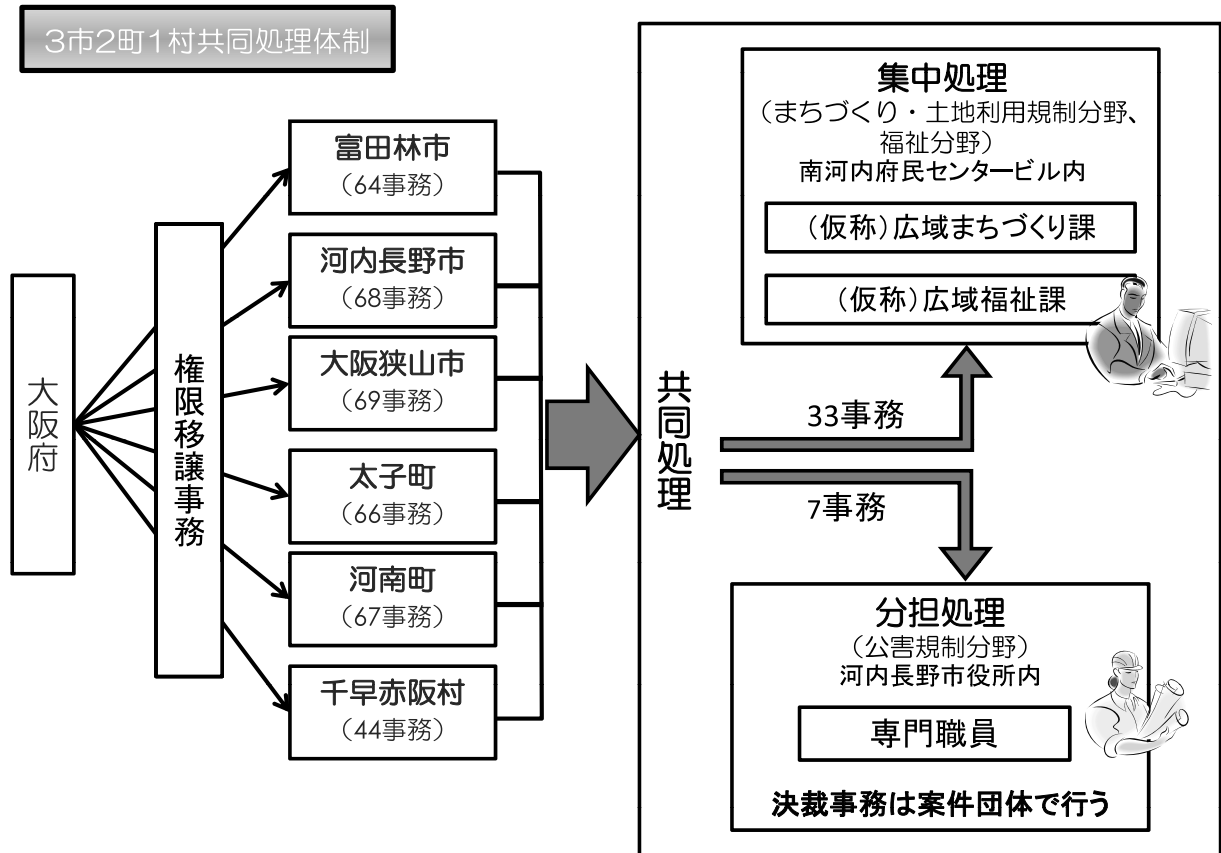
共同処理を行う権限移譲事務数は40事務を予定しています。内訳としては、まちづくり分野、福祉分野等の33事務を平成24年1月から南河内府民センターで集中処理を行い、公害規制分野7事務に関しては、河内長野市が分担処理を行うこととしています。

共同処理の体制は、大阪府から示された6市町村の事務処理の時間数を割り戻した人員数で行う予定ですが、単独で移譲を受けた場合との単純比較においてその効果額は年間約1億円程度になるものと推計しています。

また、難易度の高い社会福祉法人の設立認可、開発行為の許可、公害規制等の事務においては大阪府へ研修生を派遣し受け入れ体制の整備を進めており、6市町村の連携によって、効果的・効率的な事務の引き継ぎが可能となっています。

今後は既存事務の共同処理化や広域行政の整備等を視野に入れた検討を行い、基礎自治体としての自立化に向けた新たな広域連携の仕組みづくりが課題となっています。

【共同処理のイメージ図】



【準備室の風景】



問い合わせ先：3市2町1村共同処理準備室（0721-20-1198）

※平成23年3月1日より、南河内府民センターへ移転しています。

注 釈

[1] 地域主権関連3法案：平成22年3月5日閣議決定され、第174回通常国会に①地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法56号）、②国と地方の協議の場に関する法律案（閣法57号）、③地方自治法の一部を改正する法律案（閣法58号）として提出。これらの法案は参議院を通過したものの、国会の閉会に伴い、継続審議となり、第177回通常国会においても継続審議となっている。